G-MIS 新規ユーザ登録及び医療機能情報の新規報告について（依頼）

管理者の皆様には、診療日や診療科目、対応可能な疾患・治療内容、提供するサービス等の医療機能情報をインターネットの専用サイトで報告し、「医療情報ネット（ナビイ）」で公表することが医療法で義務付けられています。開設後、必ず登録をお願いします。

医療機能情報提供制度に基づく病院、診療所、歯科診療所及び助産所（出張専門を除く。）（以下「病院等」という。）からの報告については、医療法第６条の３に定められており、医療機能情報提供制度実施要領に基づき、年一回の報告が義務付けられています。

医療機能情報の報告は、病院等の管理者の義務となっており、当該報告の内容は、医療を受ける者が病院等の選択を適切に行うために必要な情報になりますので、次の【新規登録の流れ】に沿って、新規ユーザ登録及び医療機能情報の登録をお願いします。

病院等から、医療機関等情報支援システム（以下「G-MIS（ジーミス）」という。）で報告していただくことで、その情報が「医療情報ネット（愛称：ナビイ）」において公表され、誰でもインターネットで医療機関の情報を検索・収集が可能となります。

ユーザ登録

【新規登録の流れ】

1　G-MIS 新規ユーザ登録申請フォームから登録申請

https://www.g-mis.mhlw.go.jp/user-Registration-Form

↓

2　ユーザ発行

①「厚生労働省 G-MIS 事務局」から事前確認メール

…発行には申請いただいてから通常 1～3 週間程度かかります。

②G-MIS 利用案内メール

…①のメール配信後の翌営業日以降に G-MIS 事務局から送信されたメールの案内に従い、パスワードを設定してください。

G-MIS ログイン

↓

3　G-MIS から医療機能情報の登録

https://www.g-mis.mhlw.go.jp/s/

【注意事項】

スマートフォン・タブレットの場合、G-MIS へのログインは可能ですが、医療機能情報提供制度の各入力画面が正常に動作しないことがあります。

【参考情報】

○　**千葉県ホームページ「医療機能情報提供制度について」**

https://www.pref.chiba.lg.jp/iryou/sidou/iryoujouhouteikyouseido.html

G-MIS の操作マニュアル等を掲載していますので、適宜ご活用ください。

○　**厚生労働省ホームページ「医療機能情報提供制度について（医療機関向けページ）」**

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_35867.html

県ホームページ

国ホームページ

【裏面にもご案内があります】

【医療機能情報について行っていただく必要があること】

１　新規登録　…表面参照、初回のみ

２　定期報告　…年１回の報告

原則として、毎年１月１日時点の医療機能情報について、当該年の１月１日から３月３１日までの間に報告いただきます。定期報告の詳細は、別途通知いたします。

３　随時報告　…２の定期報告以外で、医療機能情報に変更又は修正がある場合

医療機能情報に変更又は修正がある場合には、G-MIS にて「随時報告」から報告を行ってください。

ただし、次の項目を変更する場合には、G-MIS への報告以外に、管轄する保健所に届出又は申請が必要です。届出等については管轄する保健所までお問い合わせください。

＜届出等が必要な項目＞

・病院等の名称　・病院等の開設者*1　・病院等の管理者　・病院等の所在地*2

・診療科目　・診療日（診療科目別）*3　・診療時間（診療科目別）*3

・病床の種別及び届出又は許可病床数*4

＊１　個人開設の場合は氏名変更、法人開設の場合は法人の名称を変更する場合に限ります（法人化等を除く）

＊２　所在地の表示変更（移転する場合を除く）

＊３　個人開設の場合のみ

＊４　事前に申請の上、許可が必要な事項になります。

４　その他

○　病院等を廃止する場合

管轄する保健所への届出「廃止の届出」と併せて、G-MIS の定期報告・随時報告で「廃止日」を御報告ください。

○　病院等の移転や開設者に変更が生じる場合

まず管轄する保健所にご相談ください。開設者の法人化等、既存のアカウントを継続して使用できる場合もあります。

○　「出張専門の助産所」の場合

医療機能情報提供制度の報告機関には該当しないため、本報告に係る対応は不要です。

医療法（昭和２３年法律第２０５号）

第６条の３　病院、診療所又は助産所（以下この条において「病院等」という。）の管理者は、厚生労働省令で定めるところにより、医療を受ける者が病院等の選択を適切に行うために必要な情報として厚生労働省令で定める事項を当該病院等の所在地の都道府県知事に報告するとともに、当該事項を記載した書面を当該病院等において閲覧に供しなければならない。

２　病院等の管理者は、前項の規定により報告した事項について変更が生じたときは、厚生労働省令で定めるところにより、速やかに、当該病院等の所在地の都道府県知事に報告するとともに、同項に規定する書面の記載を変更しなければならない。

３～５　略

６　都道府県知事は、病院等の管理者が第一項若しくは第二項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたときは、期間を定めて、当該病院等の開設者に対し、当該管理者をしてその報告を行わせ、又はその報告の内容を是正させることを命ずることができる。

【医療機能情報制度に関する問い合わせ先】

千葉県 健康福祉部 医療整備課 医療指導班

Mail　iryou-b@mz.pref.chiba.lg.jp　　TEL　043－223－3884

【参考】よくあるお問合せ

令和７年７月３１日現在

※随時更新される可能性がありますので、ご了知の上、以下のホームページもご参照願います。

・厚生労働省ホームページ「医療機能情報提供制度について（医療機関向けページ）」
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_35867.html

・千葉県ホームページ「医療機能情報提供制度について」
https://www.pref.chiba.lg.jp/iryou/sidou/iryoujouhouteikyouseido.html

Ⅰ　ログイン

Ｑ１　G-MIS ログイン画面のパスワードが分かりません。

Ａ１　G-MIS ログイン画面の「パスワードをお忘れですか？」のリンクをクリックし、ユーザ名（ログイン ID）を入力いただくことで、登録されているメールアドレスに、パスワードリセットの案内メールが送信されます。

※　ユーザ名（ログイン ID）がご不明な場合は、お手数ですが、以下までご連絡ください。
千葉県健康福祉部医療整備課医療指導班　iryou-b@mz.pref.chiba.lg.jp

Ｑ２　パスワードを間違えてしまい、G-MIS にログインできなくなりました。

Ａ２　G-MIS では、同一 IP アドレスからのログイン失敗（ID・パスワード間違い）が多くある場合、一時的に該当の IP アドレスからのログインが制限されます。

ログイン制限が行われている時間はログインができませんので、30 分ほどお時間をおいて再度ログインをお試しください。

Ｑ３　「このサイトのセキュリティポリシーにより、ログインできません。」とエラーが表示され、ログインできません。

Ａ３　最終ログイン日より一定期間経過した場合、アカウントにロックがかかる仕様となっております。パスワードの再設定を実施することでアカウントのロックが解除されます。

Ｑ４　G-MIS パスワードリセットのメールが届きません。

Ａ４　主な対応方法を以下①～③に記載しますので、お試しください。

①　「パスワードリセット用 URL」は 1 度しかパスワード設定画面を表示することができず、2 回目以降はパスワードを設定する画面が表示されません。(1 回目はパスワードの設定画面が表示されます。)

パスワードリセットの URL を利用するブラウザを変更し、再度パスワードリセットをお試しください。

②　パスワードリセットを行う際に入力するユーザ名（ログイン ID）に誤りがないかご確認ください。ユーザ名が誤っている場合パスワードリセットメールが送信されません。
（全角半角や、大文字小文字の誤りが多くみられます。）

③　ユーザ名が正しく、パスワードリセットメールを受け取れてない場合は、ご利用者様のメールサーバに原因がある可能性があり、受信設定をご確認ください。

Ⅱ　報　告

Ｑ５　G-MIS ログイン画面後、接続先選択画面にて「G-MIS」を選択しても「ホーム画面」に遷移しません。

Ａ５　ブラウザのポップアップブロックが原因となっている可能性があります。ポップアップブロックを解除いただくなど、ブラウザの設定をご確認ください。

また、ブラウザのバージョンが古い場合も表示されない可能性がございます。利用しているブラウザを最新バージョンに更新いただくことをお試しください。または、動作環境としてる別ブラウザのご利用をお試しください。

Ｑ６　スマートフォン・タブレットを使用して報告できますか。

Ａ６　G-MIS 自体には、スマートフォン・タブレットからでもログイン可能ですが、医療機能情報提供制度・薬局機能情報提供制度の各画面については、スマートフォン・タブレットは動作保証対象外としております。スマートフォンやタブレットで「PC 向けサイト」を表示した場合でも、動作保証対象外となります。

医療機能情報提供制度・薬局機能情報提供制度につきましては、動作保証環境の PC のブラウザをご利用ください。

Ⅲ　その他

Ｑ７　廃止した場合の手続きを教えてください。

Ａ７　定期報告・随時報告で「廃止日」を登録後、ご報告ください。

発行済みユーザ名（ログイン ID）については対応不要でございます。（厚生労働省 G-MIS 事務局にて処理されます。）

※管轄する保健所への届出「廃止の届出」も併せて行ってください。

「よくあるお問合せ」については、以下の千葉県ホームページにて更新予定です。
必要に応じて、ご確認ください。

【千葉県ホームページ】
「医療機能情報提供制度について」
https://www.pref.chiba.lg.jp/iryou/sidou/iryoujouhouteikyouseido.html

本書を御確認の上、同意いただける場合は、本書を届出願います。

G-MIS（医療関係等情報支援システム）に登録している電子メールアドレスの使用許諾について（兼同意書）

県からのお知らせを、今後 G-MIS に登録されている電子メールアドレスあてに送付したいと考えていますが、G-MIS の利用目的以外で電子メールアドレスを使用する場合は、医療機関等から同意を得る必要があります。

電子メールアドレスの使用について御理解いただき、同意いただける場合は、以下の事項を御確認の上、届出をお願いいたします。

１　電子メールアドレスの使用用途について

次の事項等、県から医療機関等へのお知らせに利用します。業務に必要な範囲でのみ利用し、同意なく第三者へ提供することはありません。

- 厚生労働省等関係機関からの通知等の周知に関すること
- 県の医療行政業務、保健行政業務等に関すること
  （関係法令に基づく申請・届出等の手続き、関係する補助金や講習会等のお知らせ）
- 感染症予防等に係る緊急のお知らせに関すること　　等

２　電子メールアドレス使用の同意について

以下の必要事項を記載の上、本書を FAX 又はメールにて届出てください。

千葉県が医療機関等に関するお知らせ等を送付する目的で、医療関係等情報支援システム（G-MIS）に登録している電子メールアドレスを使用することについて同意します。

届出年月日	
施設所在地	
施 設 名 称	
御 担 当 者	御所属： 御氏名：
御連絡先（TEL）	（内線　　）
G-MIS ユーザ名（ID）※	※不明な場合は枠外下部を御確認願います。

※　G-MIS ユーザ名（ID）が不明な場合は空欄でも構いません。後日こちらから G-MIS ユーザ名をメールにて連絡いたします。以下の括弧内に連絡希望先のメールアドレスを御記載願います。
（G-MIS ユーザ名連絡希望メールアドレス：　　）

３　その他

G-MIS の利用目的については、G-MIS ログイン後、画面下部「プライバシーポリシー」内の記載を御参照願います。

【問い合わせ先・届出先】
千葉県健康福祉部医療整備課医療指導班
Mail：iryou-b@mz.pref.chiba.lg.jp　FAX：043－221－7379

本書を御確認の上、同意いただける場合は、本書を届出願います。